

## 一般名処方加算について

昨今の医療用医薬品の供給状況等を踏まえ、当院では処方箋の交付にあたり、後発医薬品のある医薬品について「一般名処方」(※)を行う場合があります。一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、調剤薬局において同一成分・同一剤形・同一含量の薬剤を選択しやすくなり、必要なお薬を提供しやすくなります。

また、令和6年10月から、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で先発医薬品(長期収載品)をご希望され、医療上の必要性が認められない場合には、特別の料金をご負担いただく仕組み(選定療養)の対象となります。

一般名処方および選定療養の取扱いについて、ご不明な点がございましたら当院までご相談ください。

※一般名処方:お薬の「商品名」ではなく、「成分名+剤形+含量」で処方箋に記載することです。

### お問い合わせ

一般処方名加算に関するご質問やご相談は、当院までお気軽にお声がけください。